

人総研人材適性検査 利用規約

第1条（趣旨）

1. この規約は、株式会社マイナビ（以下『乙』という）が利用者（以下『甲』という）に対し、株式会社人総研（以下『丙』という）が運営する人総研人材適性検査（以下『本適性検査』という）を提供するにあたって、三者が遵守すべき事項を定めたものです。
2. 本適性検査は、企業の人事管理や採用業務等を支援する目的で開発された、従業員や採用希望者の特性を分析する検査サービスです。

第2条（本適性検査の内容、提供方法等）

1. 乙が甲に対して提供する本適性検査の内容は、次のとおりとします。
 - (1) 質問冊子及び回答用紙（以下『質問冊子等』という）の提供
 - (2) 回答結果の集計・分析
 - (3) 分析結果の報告
 - (4) 分析結果の一定期間の保存
2. 前項に定める適性検査の提供方法は、次のとおりとします。
 - (1) 質問冊子等の提供は、次のいずれかの方法によるものとします。
 - ア. 質問冊子等を貸与する方法
 - イ. 丙が開設運営する『人総研Webテストセンター』（以下『本センター』という）に甲がインターネットを介してアクセスする方法
 - (2) 回答結果はコンピュータを使用して集計・分析し、分析結果を報告します。
 - (3) 前号の報告は、電磁的記録により行うものとします。
 - (4) 分析結果は、第13条の定めに従って丙のコンピュータに電磁的記録によって保存します。

第3条（利用目的の制限）

1. 甲は、本適性検査、及び本適性検査によって提供された分析結果その他の情報を、自己の人事管理及び人材採用業務等における参考資料としてのみ利用することが出来ます。
2. 甲は、甲以外の第三者の人事コンサルティング又は経営分析等、第三者のために本適性検査を利用し、本適性検査を営利活動に使用することは出来ません。

第4条（分析結果等の利用方法）

甲は、本適性検査の分析結果その他の情報等について、自らの責任において使用するものとし、丙は、それについて如何なる保証もしないものとしてします。

第5条（権利関係）

1. 丙は、本適性検査の内容及び分析方法について、特許権等の知的財産権又はこれらの権利を実施する権利を有します。
2. 丙は、本適性検査において提供する利用手引・質問冊子等・解説書・分析結果報告書・小冊子その他の著作物の著作権を有します。
3. 甲及び乙は、本適性検査の利用により、前二項のいかなる権利をも取得するものではありません。

第6条（禁止行為）

甲及び乙は、本適性検査の利用にあたり、次の行為をすることが出来ません。

- (1) 提供される質問冊子等著作物の複製
- (2) 受検者以外の第三者への質問冊子等の開示又は提供
- (3) 質問冊子等に記載されている事項、情報等の第三者への提供
- (4) 質問冊子等の第三者への譲渡、転貸
- (5) 分析ロジック、分析方法等の解析又は第三者への解析依頼
- (6) 回答結果の乙独自の分析

第7条（プライバシー保護）

1. 甲及び乙、丙は、回答結果及び分析結果が、受検者のプライバシーに係わる情報であることを十分に認識し、これらの情報を本契約に定める目的以外に使用したり、漏洩、又は第三者に開示しないものとします。
2. 甲は、本適性検査の提供を受けるにあたり丙から、又は丙から乙経由で通知された専用URL、管理者ID、及びパスワード等を、その責任において管理し、回答結果及び分析結果の漏洩を防止するものとします。
3. 丙は、甲又は受検者の個人情報について、丙の定める「個人情報保護方針」及び「個人情報のお取り扱いについて」に従って、適正に取り扱うものとします。
4. 丙は、本規約の定めに従って甲に対する分析結果の報告をしたときは、受検者が使用した回答用紙を、遅滞なく廃棄するものとします。
5. 丙は、第13条の定めに従って、受検者の回答結果の電磁的記録を消去するものとします。

第8条（質問冊子等の提供1 - 貸与・管理等）

1. 第2条2項1号(ア)の方法によって質問冊子等を提供するときは次のとおりとします。
 - (1) 質問冊子等は、丙が乙を通じて甲から本適性検査の利用申込を受けた日から4営業日以内に発送するものとします。但し、質問冊子等の数が500部以上であるときは、この期間は2週間とします。

- (2) 丙は、甲の指定する場所に、質問冊子等を発送します。但し、甲が、甲の本社、支社、営業所、工場等、甲の事業所以外の場所を指定するときは、丙の承認を要するものとします。
 - (3) 甲は、質問冊子等を受領したときは、直ちに、その数量を点検し、過不足がある場合は、直ちに、丙に通知するものとします。
 - (4) 天災地変、その他不可抗力、又は運送会社における処理の遅延や交通事情等、乙又は丙の責に帰すことができない事由によって、質問冊子等が遅延したときは、乙又は丙は、遅延の責任を負わないものとします。
2. 甲は、前項の定めに従って丙から提供された質問冊子等について、次のとおり管理するものとします。
- (1) 甲は、丙から貸与を受けた質問冊子等について、善良な管理者の注意義務をもって保管するものとします。
 - (2) 質問冊子等の貸与期間は、甲が受領した日から2ヶ月間とします。但し、丙の承認を得て、これを延長することが出来ます。
 - (3) 甲は、使用目的を終了したとき、又は所定の貸与期間が経過したときは、直ちに、丙に対し、貸与を受けた質問冊子等を返還するものとします。
 - (4) 甲は、質問冊子等に紛失、盗難、滅失、棄損等が生じたときは、その事実を、直ちに、丙及び乙に通知するものとします。
 - (5) 丙及び乙は甲に対し、質問冊子等の保管状況について、随時必要に応じて、書面による報告を求めることができるものとします。

第9条（質問冊子等の提供2 - 貸与・管理等）

第2条2項1号(イ)の方法によって質問冊子等を提供するときは次のとおりとします。

- (1) 甲は、丙が交付する人総研Webテストセンター利用規定（以下『利用規定』という）に従って、受検者に本センターにアクセスさせる方法で、質問冊子等の提供を受けるものとします。
- (2) 丙は、乙を通じて甲から本適性検査利用申込を受けた日の翌営業日以降、甲指定の期限まで（以下『検査実施期間』という）受検者1名につき1回に限り質問冊子等を提供します。

第10条（検査の実施）

1. 甲は、提供を受けた質問冊子等を使用して受検者に回答させる（以下『検査』という）にあたっては、自らの責任において、これを実施するものとし、丙は、これに関して、いかなる責任も負わないものとします。
2. 甲は、検査の実施前に、受検者に対して、前項について説明するものとします。
3. 甲は、丙が提供する利用手引に従って検査を行うものとします。
4. 丙は、甲が前項に違反したときは、本適性検査の回答結果の集計・分析に、これによる影響が生じても、一切、責任を負わないものとします。

第11条（分析依頼）

1. 甲は、第2条2項1号(ア)の方法によって質問冊子等の提供を受けたときは、検査の実施後、丙所定の『冊子分析依頼書・検査セット返却書』を添えて質問冊子及び回答用紙を丙に送付し、回答結果の集計・分析を依頼するものとします。
2. 甲は、第2条2項1号(イ)の方法によって質問冊子等の提供を受けるときは、利用手引に従って、本センターに受検者ID、パスワード等を登録し、回答結果の集計・分析を依頼するものとします。

第12条（分析結果の報告）

1. 丙は、電磁的記録によって分析結果の報告をするときは、利用手引に従って本センターから、当該分析結果報告をダウンロードする方法により、報告するものとします。但し、回答等に不備があったときはこの限りではありません。
 - (1) 前条第1項の定めに従って集計・分析依頼をするとき
 - a) 甲が、分析結果の報告を希望する日（以下『希望日』という）の前営業日正午までに、丙に希望日を連絡し、丙が、甲の希望日を承認し、希望日の正午までに、『冊子分析依頼書・検査セット返却書』及び質問冊子等を受領したときは、希望日中
 - b) a)の条件を充たさないときは、丙が指定する日
 - (2) 前条第2項の定めに従って集計・分析依頼をするとき
2. 甲は、分析結果の報告を受けたときは、直ちに、数量等を点検し、過不足等があるときは、直ちに、丙に通知するものとします。
3. 甲が、分析結果の報告を受けた日から7日以内に、前項の通知をしないときは、数量等に過不足等がなかったものとします。

第13条（分析結果の保存）

1. 丙は、前条第1項により報告書を発送した日または前条第2項により報告をした日から6ヶ月間、分析結果の電磁的記録を保存するものとします。
2. 丙は、前項の保存期間が経過したときは、遅滞なく分析結果の電磁的記録を消去するものとします。

第14条（利用料金）

甲、乙間の定めにより支払うものとします。

第15条（送料の負担）

本規約に定める質問冊子等の送付に要する費用は、送付する義務を負う者が負担するものとします。

第16条（損害賠償）

1. 丙は、その責に帰すべき事由により、甲が、直接かつ現実に被った通常の損害に限り、損害賠償義務を負うものとします。但し、本規約の定めによって免責を受ける場合は、損害賠償義務を負わないものとします。
2. 前項に基づく丙の損害賠償義務は、債務不履行、瑕疵担保責任、不法行為その他原因の如何にかかわらず、当該賠償義務を生じた契約の利用料金総額を限度とします。

第17条（研究開発目的等での分析結果の利用）

1. 甲は、丙が、研究開発又は改善のために分析結果を利用し、第三者に公表することを承認します。
2. 丙は、前項の承認に基づき、分析結果を利用、公表するにあたり、受検者のプライバシーを侵害することがないように、受検者個人を特定することができない方法によって、統計的・集団的に取り扱うものとします。

第18条（合意管轄）

この規約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第19条（協議）

この規約に定めのない事項については、甲、乙、丙が協議のうえ決定するものとします。

第20条（規約の変更）

丙は、丙が必要と判断した場合、本利用規約を変更することができるものとします。

付則

2012年8月29日制定

2019年12月23日改定

人総研 Web テストセンター 利用規定

第1条（趣旨）

この規定は、利用者（以下『乙』という）が、人総研人材アセスメントサービス利用規約（以下『利用規約』という）に基づき、株式会社人総研（以下『甲』という）が開設運営する『人総研Webテストセンター』（以下『本センター』という）にインターネットを介してアクセスする方法によって、質問冊子等の提供を受け、乙が被検者として指定した者（以下『受検者』という）に検査を実施する場合等に適用します。

第2条（利用方法等）

1. 乙は、甲が提供する人総研Webテストセンターご利用ガイド（以下『利用ガイド』という）に従って、甲から通知された管理者ID、パスワード（以下『管理者ID等』という）を用いて登録した受検者ID、パスワードを利用して、受検者にインターネットを介して本センターにアクセスさせる方法で検査を実施するものとします。
2. 利用時間は、午前8時から翌日午前3時までとします。（午前3時から午前8時までの時間帯はシステム・メンテナンスのため利用できません。但し、年末年始は、本センターの営業は休止します。）
3. 本センターに関するお問い合わせ受付対応は、平日（月曜日から金曜日）の午前9時から午後5時までとします。平日午後5時から翌日午前9時、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は、受付のみとします。

第3条（利用の条件）

1. 乙は、その費用と責任において、インターネットを介して本センターを利用するために必要な通信設備、コンピュータ、ソフトウェア、及びその他の機器（以下『利用者側設備』という）を準備するものとします。
2. 乙は、利用者側設備、本センターへのアクセス方法、及び本サービスの利用について、甲が提供する利用ガイドに記載の条件を遵守するものとし、利用ガイドに記載の条件に反する利用方法を原因とする不具合については、甲は責任を負わないものとします。

第4条（保証及び障害対応）

1. 甲は、本センターの利用環境を良好な状態に維持するものとします。但し、本センターへのアクセス中にサービス提供が中断しないこと、及び応答レスポンスを保証するものではありません。
2. 甲は、本センターに関わるシステムに障害が発生したことを原因として、本センターの利用によって、本センターに蓄積された受検者のデータが消失しても、いかなる責任も負担しないものとします。この場合、乙は、本センターを利用して、再度、受検者に検査を受けさせるものとします。

第5条（禁止行為）

乙及び受検者は、本センターの利用にあたり、利用規約第6条に定める行為の他、次の行為をすることができません。

- (1) 本センターのシステムに侵入する行為
- (2) 本センターのシステム上のプログラム、データコンテンツ、他の利用者のデータ、及びその他のデータ（以下『データ等』という）を改ざんし、破壊する行為
- (3) 本センターのシステム上のデータ等への不正アクセス、コピー、システム外送出、改変、解析する行為
- (4) 本センターのシステムの機能を停止させ、又は正常な機能を阻害する行為
- (5) 自己の専用URL、管理者ID、パスワードを使用して登録したID、及びパスワード（以下『企業コード等』という）を漏洩し、又は第三者に使用させる行為、及び態様の如何を問わず、本センターを第三者に利用させる行為
- (6) 他の利用者の企業コード等を推測し、又はこれを不正に使用する行為
- (7) 甲の許可なく、本センターのURLを自己のホームページからリンクし、又は第三者にリンクさせる行為
- (8) 上記各号の各行為につながるおそれのある行為
- (9) その他、本センターの運用を妨げる一切の行為

第6条（本センターの一時停止）

1. 甲は、本センターのシステムの保守・点検その他の事由により必要な場合、乙に事前に通知して、本センターの利用を一時停止することができます。但し、緊急時のやむを得ない事由による一時停止の場合は、事後の通知で足りるものとします。
2. 甲は、前項による一時停止によって生じた乙の損害については、一切責任を負わないものとします。

付則

2018年12月1日 改定